

# 利 用 上 の 注 意（商業統計調査）

## 1 調査の概要

### (1) 調査の目的

商業統計調査は国の指定統計（指定統計第 23 号）として全国の卸売・小売業商店を調査し、全国の商店の分布状況、販売活動を把握し、さらに業種別、規模別、地域別などに区分し、商業の実態を明らかにすることを目的とする。

### (2) 根拠法規

統計法（昭和 22 年法律第 18 号）及びこれに基づく商業統計調査規則（昭和 27 年通商産業省令第 60 号）。

### (3) 調査の期日

この調査は、昭和 27 年から 2 年ごとに実施され、昭和 51 年以降は 3 年ごとに実施されてきた。（平成 9 年からは 5 年ごと）

これまでの調査年次、調査期日及び種別は次のとおり。（網掛け年がこの DB 掲載調査）

調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別	調査年次	調査期日	種別
昭和 27 年	9 月 1 日		昭和 43 年	7 月 1 日		(昭和 61 年)	10 月 1 日	
昭和 29 年	9 月 1 日		昭和 45 年	6 月 1 日		<b>昭和 63 年</b>	<b>6 月 1 日</b>	
昭和 31 年	7 月 1 日		昭和 47 年	5 月 1 日		(平成元年)	10 月 1 日	
昭和 33 年	7 月 1 日		昭和 49 年	5 月 1 日		<b>平成 3 年</b>	<b>7 月 1 日</b>	
昭和 35 年	6 月 1 日		<b>昭和 51 年</b>	<b>5 月 1 日</b>		(平成 4 年)	10 月 1 日	
昭和 37 年	7 月 1 日		<b>昭和 54 年</b>	<b>6 月 1 日</b>		<b>平成 6 年</b>	<b>7 月 1 日</b>	
昭和 39 年	7 月 1 日		<b>昭和 57 年</b>	<b>6 月 1 日</b>		<b>平成 9 年</b>	<b>6 月 1 日</b>	
昭和 41 年	7 月 1 日		<b>昭和 60 年</b>	<b>5 月 1 日</b>				

注) : 卸売・小売業、飲食店 : 卸売・小売業 : 一般飲食店

### (4) 調査の範囲

日本標準産業分類（昭和 26 年統計委員会告示第 6 号）による大分類 - 卸売・小売業、飲食店に属する事業所のうち飲食店を除く事業所（以下「商店」という。旧分類 G。）を対象とする。

ただし、次に掲げるものは、調査の対象から除かれている。

- ・ 国に属する事業所
- ・ 露店、行商、屋台、立売、旅商など営業場所が定まらない商店
- ・ 劇場、遊園地、運動競技場、駅の改札内など有料の施設内に設けられている商店
- ・ 調査期日前引き続き 3 か月以上休業している商店

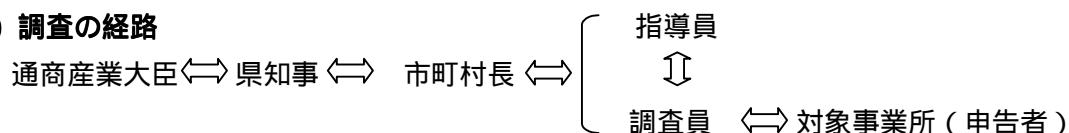
### (5) 調査の単位

商業を営んでいる事業所ごとに、その商店が調査単位となる。同一の経営者が支店を持っている場合は、企業単位ではなく、本店・支店ごとに調査対象になる。

## (6) 調査の方法

調査員が準備調査によって調査対象事業所を確認のうえ、調査票を配布し、申告者に必要事項の記入を依頼し、回収するという方法による。

## (7) 調査の経路



## 2 主な用語の説明

### (1) 商店

原則として、商品を購入して販売する事業所をいう。（同一企業に属する他の商店との間で、帳簿上商品の振替が行われるものも含まれる。）

### (2) 従業者

調査日現在で、主としてその商店の業務に従事しているもので、個人事業主、無給家族従業者、常時雇用者、会社及び団体の有給役員をいう。

### (3) 年間商品販売額

調査日の前日までの1か年間の実績による。この期間で記入することが困難な場合は、最寄りの決算日前1か年間の実績による。

### (4) 商品手持額

調査日現在で、商店が販売の目的で保有しているすべての手持商品額をいう。調査日現在によることが困難な場合は、最寄りの決算日又は棚卸日現在による。手持額は、原則として仕入原価によるが、困難な場合は、仕入時価による。

### (5) 売場面積

小売業が商品を販売するため実際に使用する売場の延べ床面積をいう。ただし、牛乳小売業、自動車（新車、中古）小売業、畳（製造、非製造）小売業、建具（製造、非製造）小売業、新聞小売業及びガソリンスタンドはく。

### (6) セルフサービス店

セルフサービス店とは、セルフサービス方式を売場面積の50%以上において採用し、かつ、売場面積が100㎡以上のものをいう。

セルフサービス方式とは、次の3つの条件をかねている場合をいう。

商品が無包装のまま、あるいは消費単位に合わせてあらかじめ包装され、値段がつけられていること。

店に備えつけられた買物カゴ、ショッピングカートなどにより、客が自分で自由に商品を取り集めるような形式になっていること。

売場の出口などに設けられた勘定場で客が一括して代金の支払いを行う形式になっていること。

## (7) 一般的な産業格付け

数種類の商品を販売している商店の産業分類は、原則として次の方法によって決定する。

まず、年間商品販売額のうち、卸売、小売、飲食部門のそれぞれの販売額を比較して、いずれが多いかによって、卸売業、小売業または飲食店かを定める。卸売販売額と小売販売額が同額の場合には、卸売業に格付けする。

次に卸売業か小売業になった場合には、販売額のうち商品分類番号の上位2桁で最も多いものによって中分類業種を決め、その中分類に属する商品のうち商品分類番号の上位3桁で最も多いものによって小分類業種を決める。

さらに、その小分類番号に属する商品のうち商品分類番号の上位4桁で最も多いものによって細分類業種を決定する。

なお、飲食店に格付けされた商店は対象外となる。

## (8) 各種商品卸売業

卸売業の小分類番号(491)から、(539)までの3項目以上の小分類に該当する生産財(491,512,513,514)、資本財(511,521,522,523,529)、消費財(492,501,502,531,532,539)の3財の商品を卸売し、各財別販売額が卸売販売額の10%以上の事業所で、従業者が100人以上の事業所を「4811 各種商品卸売業」に格付けする。

## (9) その他の各種商品卸売業

卸売業の小分類番号(491)から(539)までの3項目以上の小分類に該当する生産財(491,512,513,514)、資本財(511,521,522,523,529)、消費財(492,501,502,531,532,539)の3財の商品を卸売し、各小分類の販売額が卸売販売額の50%に満たない事業所で、従業者が100人未満の事業所を「4819 その他の各種商品卸売業」に格付けする。

## (10)百貨店

衣(中分類 55)、食(同 56)、住(同 57, 58, 59)にわたる商品を小売していて、そのいずれも小売販売額の10%以上70%未満の事業所で、従業者数が50人以上の商店を「5411 百貨店」に格付けする。

## (11)その他の各種商品小売業

衣(中分類 55)、食(同 56)、住(同 57, 58, 59)にわたる商品を小売し、そのいずれも小売販売額の50%に満たない商店で、従業者が50人未満のものを「5499 その他の各種商品小売業」に格付けする。

## (12)各種食料品小売業

「56 飲食料品小売業」の小分類562から569までのうち、3つ以上の小分類に該当する商品を小売し、そのいずれも飲食料品小売販売額の50%に満たない商店を「5611 各種食料品小売業」に格付けする。

## (13)たばこ・喫煙具専門小売業

販売額に占めるたばこ、喫煙具の販売額が90%以上あるときは、「5991 たばこ・喫煙具専門小売業」に格付けする。ただし、90%以上に満たないときは、たばこ、喫煙具以外の

商品の販売額によって格付けする。

#### (14) 代理商，仲立業

「年間商品販売額」，「商品手持額」のない仲立行為專業のものだけを格付けする。「年間商品販売額」の記入がある場合は，「仲立手数料」が多いときでも，「5331 代理商，仲立業」とせず，その販売商品の種類によってそれぞれの産業分類に格付けする。

#### (15) 第 1 種大規模小売店舗

店舗面積が 3,000 m<sup>2</sup>以上（政令指定都市である広島市は 6,000 m<sup>2</sup>以上）の建物をいう。

#### (16) 第 2 種大規模小売店舗

店舗面積が 500 m<sup>2</sup>を超え，3,000 m<sup>2</sup>未満（政令指定都市である広島市は 500 m<sup>2</sup>を超え，6,000 m<sup>2</sup>未満）の建物をいう。

#### (17) 大規模小売店舗内小売店

第 1 種，第 2 種大規模小売店舗内で小売業を営む商店をいう。

#### (18) 店舗面積

大規模小売店舗の延べ床面積から事務室，倉庫，階段，飲食店等を除いた実際に商品の販売のために供される面積をいう。

#### (19) 広域市町村圏

広域市町村圏振興整備措置要綱（昭和 45 年 4 月 10 日自治事務次官通知）に基づき指定された地域であり，次のとおり区分される。

##### 広島圏域

広島市 大竹市 廿日市市 府中町 海田町 熊野町 坂町 大野町 湯来町  
佐伯町 宮島町 向原町

##### 呉圏域

呉市 音戸町 倉橋町 下蒲刈町 蒲刈町 安浦町 川尻町 豊浜町 豊町

##### 賀茂圏域

東広島市 黒瀬町 福富町 豊栄町 大和町 河内町

##### 江能圏域

江田島町 能美町 沖美町 大柿町

##### 芸北圏域

吉和村 加計町 筒賀村 戸河内町 芸北町 大朝町 千代田町 豊平町 吉田町  
八千代町 美土里町 高宮町 甲田町

##### 竹原圏域

竹原市 安芸津町 大崎町 東野町 木江町

##### 三原圏域

三原市 本郷町 久井町 甲山町 世羅町 世羅西町

##### 尾道圏域

尾道市 因島市 瀬戸田町 向島町

#### 福山・府中圏域

福山市 府中市 御調町 内海町 沼隈町 神辺町 新市町 油木町 神石町  
豊松村 三和町（神石郡） 上下町

#### 備北圏域

三次市 庄原市 総領町 甲奴町 君田村 布野村 作木村 吉舎町 三良坂町  
三和町（双三郡） 西城町 東城町 口和町 高野町 比和町

### 3 利用上の注意

- (1) このデータは、国の公表に先立って、本県で集計したものであり、通商産業省から公表される「商業統計表」のデータと若干相違する場合がある。
- (2) 統計表中の X は、その数字に該当する商店数が 1 又は 2 の場合、その秘密を保護するために、数字を秘匿したことを示す。なお、秘匿数字が推計できる場合には、商店数が 3 以上でも X で秘匿した。
- (3) 構成比及び年間商品販売額については、単位未満を四捨五入したため総数と内訳の合計が一致しない場合がある。
- (4) 記号の用法は、次のとおりとした。
  - 「 - 」実績数値のないもの 「 0 」単位未満のもの
  - 「 X 」数字を秘匿したもの 「 」マイナス
- (5) 市区町村別データは、調査時点における行政区画により表章している。
- (6) 内容についての問い合わせ先

広島県地域振興部経済統計室（商業統計グループ）

〒730-8511 広島市中区基町 10-52

電話 082-513-2541（ダイヤルイン）